

議案第157号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**資料 1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の改正概要**

**改正内容**

国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市の特別職の期末手当の支給月数を、令和5年度12月期は0.1月引き上げ1.75月とし、令和6年度以降は、引上げ分を6月期と12月期に振り分け、それぞれ1.7月とする。

支給月数

	令和5年度 (月)			令和6年度以降 (月)	
	現行	改正後	増減	改正後	
6月期 (国)	1.65 (1.65)	1.65 (1.65)	- (-)	6月期 (国)	1.7 (1.7)
12月期 (国)	1.65 (1.65)	1.75 (1.75)	+0.1 (+0.1)	12月期 (国)	1.7 (1.7)
年間計 (国)	3.3 (3.3)	3.4 (3.4)	+0.1 (+0.1)	年間計 (国)	3.4 (3.4)